

患者さまの尊厳を守るための3つの宣言

当院では患者さまが医療を受けるにあたって、個人の尊厳を守るために憲法にて保障された基本的人権の精神に鑑み、以下の対応をさせていただきます。

- 1 医療を受けるにあたって一人の人間として人格や価値観を尊重いたします
- 2 病気にかかったときに医療を平等に受けることができます
- 3 説明や情報提供を受けて自身に検査や治療方法などを選択することができます
- 4 他の医師や医療機関に意見を求めることができます
- 5 診療の過程で得られた個人情報やプライバシーは保護されます
- 6 診療記録の開示を求めることができます

患者さまが医療を受けるにあたって、当院は3つの宣言をいたします。

1. 十分な説明を行い、医療を提供します。
2. 診療情報の開示に協力します。
3. セカンド・オピニオン（主治医以外の医師に意見を聞くこと）に協力します。
（参照：「患者さんのための3つの宣言」埼玉県・埼玉県医師会）